事　務　連　絡
令和７年10月15日

各 ｛都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市｝ 保育主管部局（課）　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における満三歳以上限定小規模保育事業についての代用計画等について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）による満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第10項第３号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の創設に伴う市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第１項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（同法第62条第１項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の変更については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」（令和７年９月29日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「留意事項事務連絡」という。）においてお示ししたところです。

今般、下記のとおり、留意事項事務連絡の第２の２において追って連絡することとしていた代用計画に関する事項等についてお示ししますので、その内容を十分御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第１　市町村子ども・子育て支援事業計画の変更に関する考え方

改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第61条第２項各号に掲げる事項は、市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的記載事項（必須記載事項）であるところ、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、同項第１号ロに掲げる事項を新たに定める必要があるほか、同号ホ及び同項第４号に掲げる事項についての記載の変更を要する場合があるところであるが、当該変更

の要否については、各市町村において、下記の点を踏まえて判断されたいこと。

１　新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号ホに掲げる事項関係

留意事項事務連絡においてお示ししたとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画において、新たに、新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号ロの必要利用定員総数を定める必要があり、市町村子ども・子育て支援事業計画に定めようとする当該必要利用定員総数に応じて、満三歳以上限定小規模保育事業の創設を勘案した教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があること。

２　新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第４号に掲げる事項関係

新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第４号に掲げる事項については、現在の市町村子ども・子育て支援事業計画における記載により対応が可能であると認める場合には、記載の変更を要しないこと。

第２　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更に関する考え方

新子ども・子育て支援法第 62 条第２項各号に掲げる事項は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における基本的記載事項（必須記載事項）であるところ、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、同項第１号、第２号及び第５号に掲げる事項については、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、記載の変更を要する場合があるところであるが、変更の要否については、各都道府県において、下記の点を踏まえて判断されたいこと。

１　新子ども・子育て支援法第 62 条第２項第１号に掲げる事項関係

新子ども・子育て支援法第 62 条第２項第１号の教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画における新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号ロの必要利用定員総数に相当する必要利用定員総数を設定することを要さないこと。なお、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う満３歳以上のこどもに係る教育・保育の利用ニーズの変化があると認められる場合には、今後、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更する際に、当該変化を適切に反映されたいこと。

２　新子ども・子育て支援法第 62 条第２項第２号及び第５号に掲げる事項関係

新子ども・子育て支援法第 62 条第２項第２号及び第５号に掲げる事項については、現在の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における記載により対応が可能であると認める場合には、記載の変更を要しないこと。

第３　代用計画を策定する場合の留意事項

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う子ども・子育て支援事業計画の変更を代用計画の策定により代替する場合においては、次の事項に留意すること。

・　満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る改正法の施行期日が令和８年４月１日であるため、同日に間に合うように代用計画を策定すること。

・　代用計画は、子ども・子育て支援事業計画に代わるものであることを踏まえ、地方版子ども・子育て会議等の意見の聴取を実施するよう努めること。なお、地方版子ど

も・子育て会議を開催する日程調整の不調その他の地方版子ども・子育て会議を開催することができないやむを得ない事情がある場合においては、令和８年４月１日以後に意見を聴取することも差し支えないこと。

・　市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更内容（満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る部分に限る。）又は策定された代用計画の内容については、令和８年３月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定であること。なお、当該調査の詳細については検討中であること。

・　「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和７年９月 16 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、乳児等のための支援給付の創設に伴う市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について、乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合の様式をお示ししているところであるが、当該代用計画と満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う代用計画を一体的に策定することも差し支えないこと。

問合せ先
　こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
　E-mail：hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp

参照条文

◆子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抄）【令和８年４月１日施行時点】
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項

イ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数

ロ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

ハ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数

ニ　その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み

ホ　各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

四　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

五　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

六　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　<u>都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区</u>

域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

五　特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

六　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

七　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。